

**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係省令の整備に関する省令案に関する御意見募集の結果について**

令和 4 年 6 月 10 日
厚生労働省職業安定局
需給調整事業課

標記について、令和 4 年 4 月 13 日から令和 4 年 5 月 12 日まで電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、本件に関する御意見を 1 件いただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方は次の通りです。

今回御意見をお寄せいただきました方のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	職業安定法施行規則第 31 条の 2 の改正において、法人等の事業者について法人番号の提出も求めるべきではないか。 また、個人の場合は住民票の住所の記載を求めるべきではないか。	省令案においては、職業安定法施行規則第 31 条の 2 第 1 項において登記事項証明書の添付を求めており、当該文書を参照することにより法人番号を把握することができると考えております。 また、個人の場合には住民票の写しを添付することを求めております。